

一般社団法人

東京都個人タクシー協会



会報

乗って安心個人タクシー

第23回 理事会の焦点

新年度に向け、 認識を新たに

開催日時 6月22日(水) 午後2時

場所 日個連会館

決議事項

- ① 第3回定時総会提出議案承認の件
(決議事項)
第2号議案 理事29名選任の件
第3号議案 監事2名選任の件
- ② 会員の処分(案)承認の件

理事会の冒頭、木村会長より現在の業界を取り巻く状況について次のような話がありました。

7月から新体制に

7月1日の総会、理事会を待つて平成28年度の新体制が決定されますが、後任が決まり次第、一つにまよって新年度へ向けて頑張っていたきたいと思います。行政側にも人事異動の慌ただしい動きが出ています。政治家の先生方、法人業界そして有識者はもちろんのこと、行政との関わりも非常に大切になってきます。

自動運転車の登場、IT企業の動き、

トヨタとウーバーの提携話等、社会が刻々と変化するなか、個人タクシーがどう生き残るか、もはや業界の中だけで物事を運ぶことはできないという認識を持ち、大きな視野で頑張っているっていただきたいと思えます。

鳩山邦夫先生ご逝去

今朝、緊急の連絡が入り、鳩山邦夫先生が逝去されたとの一報がありました。5月26日には、鳩山先生をはじめとした多くの先生方にお集まりいただき、議員連盟を立ち上げたばかりでした。鳩山先生は最期のお仕事として、この議連を形作ってくださったのではないかと思っています。心からお悔やみを申し上げますとともに、我々は、全国個人タクシー政治連盟を窓口しながら、個人タクシー業界が一丸となって、議連とともに個人タクシーが抱える問題を解決していきたいと思えます。

初乗距離短縮運賃問題

4月から初乗距離短縮運賃の要請がはじまり、2カ月ちよつとで申請率が80%を超えたことで、いよいよタクシー初乗距離短縮運賃が実現の運びとなりました。東タク協理事会では、川鍋一朗会長が8月頃に6週間かけて実証実験を行う旨の発言をされております。



「一丸となって明るい未来を目指そう」と話す木村会長

新年度は、この問題に対して個人タクシーはどのような対応をしていくのか、事業がやりやすい状況になるよう、新役員の方々にも上手くコントロールしていったらきたいと思えます。

その後の審議において、決議事項はすべて可決承認されました。

都内個人タクシー現況(平成28年6月1日現在)

許可事業者数 13,864名(前月比 -40名)
(特別区、武三13,430名 北多摩165名 南多摩269名)

傘下事業者数 13,554名(前月比 -46名)
(特別区、武三13,122名 北多摩164名 南多摩268名)

平成27年度事業報告

(一部抜粋)

個人タクシーの存在感を示すために

業界の現況

平成29年4月に予定されていた消費税の引き上げに合わせて、タクシー運賃を組み替え初乗り距離短縮運賃を実施すべく法人業界が出していた要請は、審査開始の条件である7割を超えたことにより、関東運輸局においては審査の準備に入ることとなりますが、消費税の引き上げが平成31年10月まで再延期されることとなり、初乗り距離短縮運賃の実施には一部不透明なところも出てきております。

個人タクシーは、法人の規制緩和とは逆に規制の強化が実施されたことにも影響され、平成27年度新たに個人タクシー事業者となった者は、譲渡譲受認可事業者のみの278人に止まっています。この1年では493人の減少となり、ついに1万4千を割り込むこととなり、危機的な状況になっております。最悪な事態に備え、例えば一定数以上の事業者数が減少した場合には、その減少分を補充する等の措置を講じて頂けるよう、行政に働きかけることが必要ではないかと思われまます。

主な取り組み状況(一部抜粋)

マスターズ制度の参加事業者は、4月1日現在では12526人、その参加率は、91.4%まで伸びております。また、

- ・参加率だけでなく名実ともに真のマスターと呼ぶに相応しいより高いレベルへの資質向上が求められており、乗降時にお客様に心のこもった一声をかけるワンフリーズ運動や近距離のお客様にだけための接客基本の徹底等、各団体においてもスキルアップ研修会を実施するなど個人タクシー全体のレベルアップに努めました。
- ・個人タクシー事業者研修会の開催
- ・UD研修会の開催
- ・外国人旅客接遇研修(英語初級)の開催
- ・接客マナーコンテストの実施
- ・利用者感謝の日キャンペーンの実施
- ・利用者懇談会の開催
- ・環境美化運動の実施
- ・優良タクシー乗り場における「ドアサー

【街頭営業の適正化】
指導員に対する暴力・暴言行為は平成27年度も含め過去に複数回発生しており、12月には異例となる3度目の関東運輸局長通達が発せられ、今後、同種の事案を発生させた事業者は、期限更新の際に「悪質事業者」として、更新後の期限を1年に短縮する場合がありますことも付け加えられました。
当協会として、過怠金や除名すべき旨の勧告等「会員の処分等に関する規則」に基づき対処するのは当然のこととして、8項目にわたる「指導員に対する暴力・暴言行為等の再発防止策」を策定し、同種の事案が二度と起きないように再発防止策を強力に実行していくこととしました。

正味財産増減計算書 平成27年5月1日から平成28年4月30日まで (単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取登録料	280,000	275,000	5,000
受取登録料	280,000	275,000	5,000
受取会費	291,462,500	276,534,200	14,928,300
会員受取会費	149,852,500	129,637,200	20,215,300
上部団体受取会費	141,610,000	146,897,000	△ 5,287,000
事業収益	6,738,300	6,877,800	△ 139,500
研修事業収益	5,632,100	5,658,000	△ 25,900
代行業業収益	1,087,000	1,131,600	△ 44,600
乗務証代行手数料収益	19,200	88,200	△ 69,000
雑収益	1,962,869	996,668	966,201
雑収益	1,962,869	996,668	966,201
経常収益計	300,443,669	284,683,668	15,760,001
(2) 経常費用			
事業費	119,350,593	126,053,604	△ 6,703,011
役員報酬	7,161,926	7,161,926	0
給料手当	42,066,200	40,103,831	1,962,369
役員退職給付費用	674,730	674,730	0
退職給付費用	2,178,900	2,088,990	89,910
法定福利費	7,309,718	6,958,587	351,131
福利厚生費	450,747	384,744	66,003
会議費	3,239,280	479,605	2,759,675
旅費交通費	11,494,790	14,457,629	△ 2,962,839
通信運搬費	1,018,324	2,644,950	△ 1,626,626
減価償却費	1,588,022	1,897,047	△ 309,025
報奨費	1,044,752	885,757	158,995
消耗品費	20,468	150,984	△ 130,516
会場費	3,711,312	3,753,540	△ 42,228
委託費	3,356,640	3,482,568	△ 125,928
印刷製本費	13,286,237	21,025,686	△ 7,739,449
賃借料	6,772,430	6,772,430	0
清掃費	146,181	149,483	△ 3,302
光熱水料費	415,749	420,278	△ 4,529
リース料	602,555	642,803	△ 40,248
表彰費	720,000	630,000	90,000
共済給付金	10,500,000	9,800,000	700,000
花環代	1,575,000	1,470,000	105,000
振込手数料	16,632	18,036	△ 1,404
管理費	179,694,144	185,013,278	△ 5,319,134
役員報酬	3,069,394	3,069,394	0
給料手当	8,252,220	7,867,259	384,961
役員退職給付費用	158,270	158,270	0
退職給付費用	511,100	490,010	21,090
法定福利費	1,714,627	1,632,260	82,367
福利厚生費	105,730	90,246	15,484
会議費	4,414,171	3,094,609	1,319,562
旅費交通費	8,442,230	11,152,400	△ 2,710,170
通信運搬費	1,694,604	1,534,337	160,267
減価償却費	372,504	444,989	△ 72,485
什器備品費	90,030	0	90,030
消耗品費	1,093,929	1,226,361	△ 132,432
印刷製本費	1,010,471	1,110,692	△ 100,221
賃借料	1,588,594	1,588,594	0
清掃費	34,288	35,064	△ 776
光熱水料費	97,523	98,581	△ 1,058
リース料	141,341	150,781	△ 9,440
ソフト費	942,559	858,629	83,930
表彰費	366,186	416,901	△ 50,715
対外活動費	252,178	291,966	△ 39,788
広告宣伝費	1,948,800	820,800	1,128,000
新聞図書費	547,990	576,674	△ 28,684
諸負担金	239,580	469,580	△ 230,000
顧問料	540,000	642,137	△ 102,137
慶弔費	60,000	0	60,000
交通援助賛助金	200,000	0	200,000
租税公課	0	35,250	△ 35,250
上部団体費	141,610,000	146,897,000	△ 5,287,000
雑費	195,825	260,494	△ 64,669
経常費用計	299,044,737	311,066,882	△ 12,022,145
当期経常増減額	1,398,932	△ 26,383,214	27,782,146
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,398,932	△ 26,383,214	27,782,146
法人税等	71,932	71,932	0
当期一般正味財産増減額	1,327,000	△ 26,455,146	27,782,146
一般正味財産期首残高	30,239,932	56,695,078	△ 26,455,146
一般正味財産期末残高	31,566,932	30,239,932	1,327,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	31,566,932	30,239,932	1,327,000

渋谷駅周辺工事に伴う 夜間車線規制のお知らせ

現在渋谷駅周辺では、駅の機能更新と再編、駅周辺での再開発のための様々な工事を行っております。

特に夜間は、工事内容によって、道路の車線規制を実施するため、渋谷駅周辺の道路である青山通り・玉川通り(国道246号)、明治通り、六本木通り、旧大山街道、神宮通り(駅西口)において混雑が予想されます。

長期に渡る工事(2020年頃)のため

センター指導員に対する

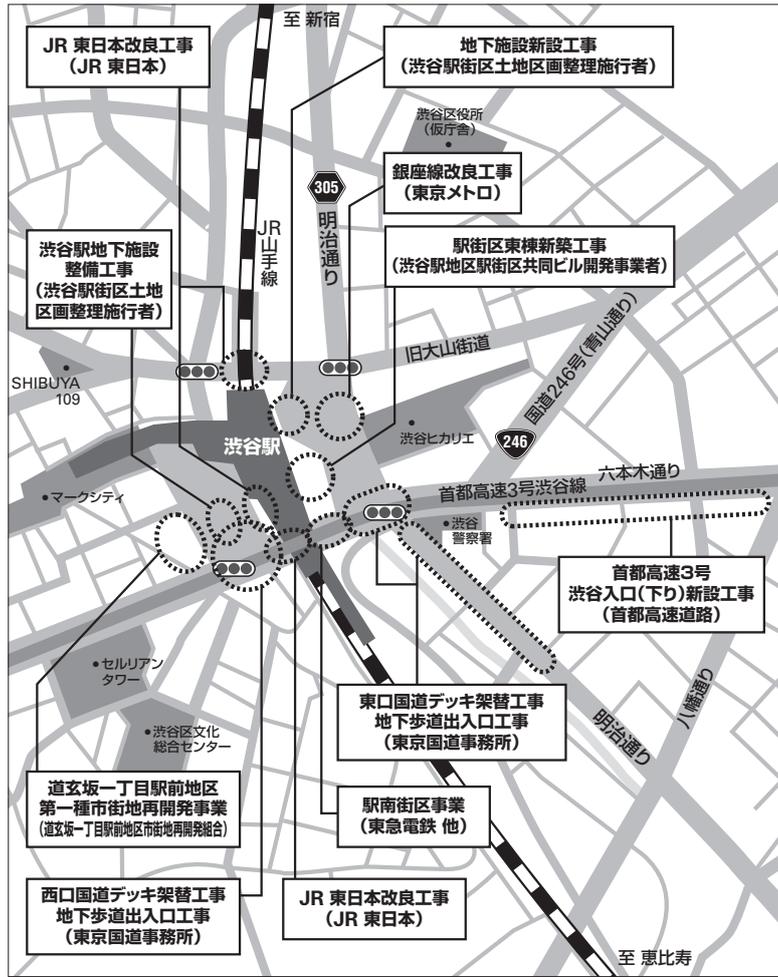
ストップ! 暴力・暴言

絶対許せない

—般社団法人東京都個人タクシー協会

周辺道路への迂回等、ご協力をお願いします。

規制時間帯: 21時〜翌7時ごろ
(工事の内容により、規制開始時間や終了時間は右記時間帯の中で異なります)



期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限 (内訳)				
	5年	3年	2年	1年	定年 (最終更新)
1,937 (100%)	175 (9.0%)	745 (38.5%)	83 (4.3%)	926 (47.8%)	8 (0.4%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。
※その他、違反報告未了による保留者9名あり。

許可期限 1年連続者

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
394	117	53	16	0	580

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により1年となった346名を除く。

安全第一、法令順守の営業を

平成28年6月1日付け期限更新
許可期限1年連続者について

平成28年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は1946名で、更新後の許可期限の内訳は5年175名、3年745名、2年83名、1年926名、定年を迎える最終更新8名、違反報告未了による保留9名でした。

また、580名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないことになっております。今回も対象者はゼロでありましたが、4回連続の16名、3回連続の53名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。

訃報

*5月

氏名	所属団体	享年	病名
真崎 励司	(東個協・足立第二)	64	肝細胞癌
佐野 浩典	(東個協・板橋第一)	55	敗血症
烏帽子 照雄	(東個協・葛飾第二)	74	大動脈剥離
大久保 秀一	(東個協・杉並)	42	不明
飯豊 央二	(東個協・練馬)	73	肺癌
佐藤 繁	(東個協・墨田)	68	硬膜下血腫
石川 昇	(都営協・交友)	69	心不全
新保 則雄	(都営協・城北)	67	肺癌
佐藤 勝芳	(都営協・新東京)	64	不明
武田 安行	(都営協・新中野)	62	不明
赤塚 守次	(多摩・東日本)	60	不明

不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

発生月	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成28年 4月	28	3	0	31

会員の処分等に関する規則に基づく処分状況

会員	団体名	氏名	発生日	対象行為	処分内容
東個協	世田谷第二支部	K・S	H28.5.6	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金10万円
全個人		K・T	H28.6.8	優良タクシー乗り場不正入構	過怠金10万円

地理モニター報告④3

【 道路・橋等 】

地図	名称	概要	変更日
	<p>高速1号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)更新工事に伴う大井ジャンクション(湾岸線→羽田線)長期通行止め</p>	<p>道路の高齢化に対して長期の安全・安心を確保するため、高速1号羽田線(東品川棧橋・鮫洲埋立部)の更新(造り替え)工事を実施しています。本工事中において大井ジャンクションの造り替えを行う必要があるため、大井ジャンクション(湾岸線→羽田線)の経路が40か月間の長期通行止めを行います。</p> <p>2016地図 P185-H-4</p>	<p>平成28年6月8日20時～平成31年9月末日</p>

譲渡譲受認可書交付式

将来、業界を牽引する存在として

6月14日(火)午後3時より、個人タクシー会館にて、関東運輸局による「個人タクシー譲渡譲受認可書交付式」が行われ、東京では新たに130名の事業者が誕生しました。

冒頭、関東運輸局東京運輸支局吉田和弘次長より、以下の言葉がありました。「おめでとうございます。ここで皆様は3つのお願いがあります。」

まず1つ目は輸送の安全確保です。個人タクシー業界における事故発生数は近年減少傾向であるものの、運転者の高齢化に伴う健康起因に関連した事故が増加傾向となっており、個人タクシー事業者の死亡事故も発生している現状にあります。事故防止と輸送の安全確保が最も重要な使命だということを改めて認識いただき、そのための取り組みをお願いしたいと思います。

2つ目は法令遵守です。事業を適正に行うためには法令や規則を守ることは最低条件であります。昨年、昨年と立て続けに個人タクシー事業者による運転免許停止期間による無免許運転やマスターズの不正表示による優良タクシー乗り場への不正入構が発生しました。特に優良タクシー乗り場への不正入構については、利用者の信頼を失墜させるばかりか、個人タクシー業界をあげて取り組んでいるマスターズ制度そのものの信頼性を失うことにも繋がります。

行政として法令を遵守しない事業者に対し厳正に対処したところでありますが、改めて法令遵守の徹底をお願いいたします。

3つ目は適正化及び活性化です。活性化という点では、付加価値の高い複数のサービスを提供することが可能です。様々なサービスの提供に丸となって取り組んで下さい。また社会貢



新しい事業者に向けて挨拶を行う吉田次長

献といった観点からも地域防犯、交通渋滞そして環境問題等の改善に取り組んでいただきたいと思えます。以上3つのお願いをさせていただきましたが、今後皆様方がご自身の健康に留意され、無事故でご活躍される事を、ご祈念申し上げます」

認可者の喜びの声

選ばれる個人タクシーに

都営協東支部 千葉 幹さん
法人になって10年経った頃に、個人タクシーを目指すようになりました。個人タクシーだと分かると手を上げてくれないお客様を見ると、個人タクシーは乗車拒否等のお客様に対する対応を改善していかないとお客様離れが進んでしまうと危惧しています。適正な乗り場で適正な運行を行い、お客様が個人タクシーを選んでくださるように、頑張りたいと思います。



優しい気持ちを大切に

東個協練馬支部 小池 司さん
支えてくれた家族や勉強会をさせていただいた支部の皆さんのおかげで、無事に念願の個人タクシーになることができました。今後の目標は、自分らしさを大切にしながら「優しいタクシードライバー」であるということです。お年寄りや身体の不自由な方の乗車も多くなっている中、一人ひとりにしっかりと気配りをしながら、どんな近い距離でも気持ち良く乗る事ができる個人タクシーになりたいと思います。

